

平成 24 年 9 月 3 日

税理士 松丸会計事務所

\* 経営者、資産家のための税務・会計・経営・金融ミニ情報！

TEL 04-7141-5039

「改正消費税の経過措置」 請負工事等・・・25.9.30 までの契約⇒5%

24 年 8 月 10 日参議院本会議において消費税の改正法案が可決成立しました。

2014 年（平成 26 年） 4 月 1 日～ 消費税の税率 8%

2015 年（平成 27 年） 10 月 1 日～ 消費税の税率 10%

【請負工事等に関する経過措置】

	H25年		H26年		H27年		
		5%	.....→	.....8%.....→		.....10%.....→	
※1) 経過措置		10/1～	4/1～		4/1	10/1～	
		○	●.....5%.....→				
		契約の締結					
		●	.....→		○	●.....8%.....→	
		※2) 経過措置	契約の締結				

原則・・・ 建物の完成引き渡し日が26年3月31日までの工事⇒ 5%  
 建物の完成引き渡し日が26年4月1日以降の工事⇒ 8%

経過措置

※1) 25年9月30日までに契約した場合には

建物の完成引き渡し日が26年4月1日以降の工事⇒ 5%

※2) 25年10月1日～27年3月31日までに契約した場合には

建物の完成引き渡し日が27年10月1日以降の工事⇒ 8%

25 年 9 月 30 日までに、建築請負契約を締結しておけば、完成引き渡し日が 26 年 4 月  
 以降であっても消費税は、従来の 5% のままで良い事になります。

建築を考えている方はタイミングも併せて慎重にご検討下さい。